二三・〇二			ＣＣ
二三・〇三			ＣＣ
二三・〇四	二三〇四・〇〇		ＣＣ
二三・〇五	二三〇五・〇〇		ＣＣ
二三・〇六			ＣＴＨ
二三・〇七	二三〇七・〇〇		ＣＣ
二三・〇八	二三〇八・〇〇		ＣＴＨ
二三・〇九			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
二四			
二四・〇一			ＣＣ
二四・〇二			ＣＴＨ
二四・〇三			ＣＴＨ
第五部　鉱物性生産品			
二五			
二五・〇一	二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	ＣＣ
二五・〇二	二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	ＣＣ
二五・〇三	二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
二五・〇四		天然黒鉛	ＣＣ
二五・〇五		天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	ＣＴＨ
二五・〇六		石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＣ
二五・〇七	二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
二五・〇八		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスバンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	ＣＴＨ

二五・〇九	二五〇九・〇〇	白亜	ＣＴＨ
二五・一〇		天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	ＣＴＨ
二五・一一		天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	ＣＴＨ
二五・一二	二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
二五・一三		コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	ＣＴＨ
二五・一四	二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
二五・一五		大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用との石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
二五・一六		花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
二五・一七		小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロス（その他これらに類する工業廃棄物から成るものとし、小石、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
二五・一八		ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	ＣＴＨ
二五・一九		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア（焼結マグネシア（及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。））	ＣＴＨ
二五・二〇		天然石膏（ドウ）及び天然無水石膏並びに天然石膏（ドウ）を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないかを問わない。）又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
二五・二一	二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	ＣＴＨ
二五・二二		生石灰、消石灰及び水酸化カルシウム及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウムを除く。）	ＣＴＨ
二五・二三		ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないかを問わない。）並びにクリンカー状であるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
二五・二四		石綿	ＣＴＨ